

橋梁包括発注事業に関する基本方針(案)



田原本町 産業建設部 農政土木課

《はじめに》

■基本方針策定の目的

田原本町では、効率的・効果的な橋梁保全事業の推進を図るため、平成 30 年～令和元年の「産学官連携による道路ストックの包括的民間委託に向けた共同研究」において設計、施工の包括発注（業務内容の包括、複数年契約等）に関する検討・審議を行ってきた。本基本方針は上記の検討結果を踏まえ、この新しい取り組みの導入や継続的な実施に際して必要となる事業の発注条件（契約方式、支払方法等）、実施体制（モニタリング機関）、事業全体のマネジメント、作業フロー、発注者・設計者・施工者の三者間における役割分担やリスク分担等について取りまとめ、今後の橋梁保全事業における積極的な活用、推進に資するものである。

■基本方針の位置づけ

本基本方針は、橋梁保全事業の包括発注を運用する際に参考となる手続き、運用手順の概要、設計者・施工者の選定方法・契約方法、実施体制、役割分担の基本的な考え方を定めたものであり、本基本方針を参照しつつ、関係する法令等に従って、適切な運用に努めることとする。

なお本基本方針は、今後の運用、試行導入の結果を踏まえ、精査していくことが必要であることを前提として、新しい契約方式の今後の活用状況や社会情勢の変化等に合わせて、継続的に改善を図るものとする。

目 次

1. 事業の目的	1
2. 事業の発注条件	1
1) 対象橋梁の選定	
2) 履行期間	
3) 業務内容	
4) 発注・契約方式	
5) 落札者の選定方法	
6) E C I 方式（田原本町）の活用	
3. 事業の実施体制（モニタリング機関）	5
4. 役割分担及びリスク分担	6
5. 事業フレーム	7

1. 事業の目的

これまで実施してきた設計業務や工事の個別発注に対し、あらたにECI方式を前提とした設計・施工の包括発注（業務内容の包括、複数年契約等）を行うことにより、健全度Ⅲと判定された早期対策が必要な橋梁群について効率的かつ効果的な維持管理を実践する。

2. 事業の発注条件

1) 対象橋梁の選定

田原本町の橋梁長寿命化計画（＝維持管理シナリオ）に基づき、予防保全へ移行するまでは健全度Ⅲ以上の橋梁を対象とする。その際、対象エリアや路線ネットワーク、橋梁種別、損傷種別、概算工費等に着目し策定した年度計画に基づき試行していくものとする。

次頁の表2に現時点における年度計画案（R2年～R6年の5年間）を示す。

2) 履行期間

履行期間としては、R2年よりスタートし、健全度Ⅲ判定の橋梁に対する対策が完了するまでの期間とする。なお、設計・施工の試行段階として直近の3年間は下記①②の試行期間を設定し、その後、導入成果を検証していくものとする。

① 設計業務における履行期間は、[点検]～[長寿命化修繕計画]～[補修設計]～[(補修工事)]～[情報管理]となる一連のメンテナンスサイクルを念頭に置き、初期の試行段階では3箇年を履行期間とする。

② 補修工事は、初期の試行段階では2箇年＋1箇年を履行期間とする。

3) 業務内容

業務内容は、下表に示す修繕作業（点検・診断・設計・施工）とし、日常管理、維持作業については今後の検討課題とする。

表1 包括発注事業の業務内容

業務項目		業務内容
設計業務	橋梁定期点検	・対象橋梁359橋(4橋は修繕時に実施済み)に対する定期点検を実施する。 ・点検結果より健全性を診断する。
	長寿命化修繕計画(修正)	・定期点検での健全度判定結果を踏まえ、路線の重要度、概算工費、必要工期等を併せた検討を行い、補修工事の優先順位、予算計画等を策定する。 ・補修工事と併せ、以降の点検、設計計画を策定する。
	橋梁補修設計	・長寿命化修繕計画をもとに補修設計を実施する。 ・今回の包括発注に際しては3箇年の対象橋梁に対して年度毎の予算配分に沿って設計を実施する。 ・施工者の技術協力を得ながら設計を実施する。(ECI方式)
	(橋梁補修工事)ECI方式	・施工者へ技術協力をを行いながら工事を実施する。(ECI方式)
	全体マネジメント	・設計成果、工事成果の情報を集約・蓄積する ・長寿命化修繕計画で策定した優先順位付けに対する個別情報の更新を行う。 ・年度毎の包括発注事業について計画案を作成・協議する。
補修工事	(橋梁補修設計)ECI方式	・設計者へ技術協力をを行いながら設計を実施する。(ECI方式)
	橋梁補修工事	・単年度毎に決定する予算に合わせた工事内容に準拠して補修工事を実施する。 ・設計者の技術協力を得ながら工事を実施する。

表2 橋梁包括発注事業対象橋梁（5年間）基本計画（案）

設計		工事	橋名	形式	橋長(m)	径間数	全幅(m)	判定区分	判定Ⅲの部材	補修内容					
予備検討	詳細設計									断面修復	ひび割れ修復	塗装	当て板	橋面補修	下部工
R2	R2	R2	南小学校通学橋	2径間単純鋼H形鋼橋	35.5	2	2.4	Ⅲ	下部	●	●			●	●
H30	R2	R2	奈かおばし	単純RC床版橋	4.5	1	13.68	Ⅲ	床版、下部	●	●			●	
R2	R2	R2	農振橋側道橋	単純鋼H桁橋	33.8	1	2.5	Ⅲ	主桁		●	●	●	●	●
R2	R2	R2	神通橋	単純鋼H桁橋、単純PC桁	8.2	1	15	Ⅲ	主桁		●	●	●	●	
H30	R2	R2	屋就橋	単純RC床版橋	7.4	1	6.6	Ⅲ	Ⅲ高欄のみ	●	●			●	
R2	R2	R2	満田1号線1号橋	2径間単純鋼桁橋	10.7	2	3.5	Ⅲ	全体	●	●			●	●
H30	R2	R2	味間5号線1号橋	単純鋼H桁橋	9.8	1	4.6	Ⅲ	床版、支承		●	●		●	●
H30	R2	R2	味間24号線2号橋	単純RC床版橋	2.2	1	5.4	Ⅲ	床版	●	●			●	
H30	R2	R2	味間15号線1号橋	単純鋼H桁橋	12.5	1	3.1	Ⅲ	支承		●	●		●	
R2	R2	R2	満田佐味線1号橋	単純RC床版橋	14.1	1	7.5	Ⅲ	下部	●	●			●	
R3	R3	R3	満田佐味線2号橋	単純RC床版橋	5.6	1	7.3	Ⅲ	床版、下部	●	●			●	
R3	R3	R3	満田7号線1号橋	鋼とRC混合床版橋	12.5	1	3.6	Ⅲ	Ⅲ高欄のみ		●	●		●	
R3	R3	R3	法貴寺3号線1号橋	単純RC床版橋	2.3	1	5	Ⅲ	床版	●	●			●	
R3	R3	R3	八尾6号線1号橋	単純RCラーメン橋	2.1	1	10	Ⅲ	Ⅲ高欄のみ	●	●			●	
R3	R3	R3	八田7号線1号橋	単純RC床版橋	2	1	5.5	Ⅲ	背面沈下	●	●			●	
R3	R3	R3	南薬王寺8号線1号橋	単純RC床版橋	4.2	1	11.8	Ⅲ	Ⅲ地覆のみ	●	●			●	
R3	R3	R3	南薬王寺1号線1号橋	単純RC床版橋	4.9	1	6.3	Ⅲ	Ⅲ高欄のみ	●	●			●	
R3	R3	R3	南三笠13号線1号橋	単純RC床版橋	2	1	10.5	Ⅲ	Ⅲ地覆のみ	●	●			●	
R3	R3	R3	東味間大木線2号橋	単純RC床版橋	2.5	1	5.1	Ⅲ	床版	●	●			●	
R3	R3	R3	大網6号線1号橋	単純RC床版橋	3	1	5.5	Ⅲ	床版	●	●			●	
R4	R4	R4	多宮橋	単純鋼H桁橋	31.6	1	4.7	Ⅲ	支承		●	●			
R4	R4	R4	大安寺5号線1号橋	単純RC床版橋	3.6	1	4.8	Ⅲ	床版	●	●			●	
R4	R4	R4	多6号線1号橋	単純RC床版橋	2.2	1	3.6	Ⅲ	下部	●	●			●	
R5	R5	R5	蔵堂14号線1号橋	単純RC床版橋	3.9	1	5.3	Ⅲ	Ⅲ高欄のみ	●	●			●	
R5	R5	R5	千代阪手線4号橋	単純RC床版橋	6.1	1	12.6	Ⅲ	Ⅲ高欄のみ	●	●			●	
R5	R5	R5	千代1号線1号橋	単純RC床版橋	3.7	1	8.2	Ⅲ	Ⅲ高欄のみ	●	●			●	
R5	R5	R5	西八尾7号線1号橋	単純RC床版橋	3	1	7	Ⅲ	床版	●	●			●	
R5	R5	R5	西八尾1号線1号橋	単純RC床版橋	4.3	1	6	Ⅲ	Ⅲ高欄のみ	●	●			●	
R5	R5	R5	西八尾1号線2号橋	単純RC床版橋	6	1	5.3	Ⅲ	床版	●	●			●	
H27	H27	R5	西竹田15号線1号橋	2径間単純鋼H形鋼橋	34.8	2	1.84	Ⅲ	主桁		●	●	●	●	●
R5	R5	R5	西鍵1号線1号橋	単純RC床版橋	2	1	9.1	Ⅲ	Ⅲ防護柵	●	●			●	
R5	R5	R5	泰庄10号線1号橋	単純鋼H桁橋	5.1	1	6.35	Ⅲ	床版		●	●	●	●	
R5	R5	R5	三笠新木線1号橋	単純PC床版橋	7.7	1	4.7	Ⅲ	下部	●	●			●	
R6	R6	R6	阪手西12号線1号橋	単純RC床版橋	4	1	6.5	Ⅲ	下部、防護柵	●	●			●	
R6	R6	R6	佐味21号線2号橋	単純鋼H桁橋	12.4	1	2.6	Ⅲ	主桁、横桁		●	●	●	●	
R6	R6	R6	阪手8号線1号橋	単純RCラーメン橋	5.4	1	25	Ⅲ	床版、下部	●	●			●	
R6	R6	R6	黒田5号線1号橋	単純RC床版橋	2.4	1	6	Ⅲ	床版	●	●			●	
R6	R6	R6	黒田14号線1号橋	単純RC床版橋	2.7	1	4	Ⅲ	床版	●	●			●	
R6	R6	R6	為川北方4号線1号橋	桁橋(合成)	13.7	1	4.4	Ⅲ	床版		●	●	●	●	

注) 上表の計画については基本計画案であり、その後の事業進捗により前後する場合もある

4) 発注・契約方式

橋梁包括発注（複数年契約）に際しては、下図に示す「基本契約の締結による発注」を採用し、令和2年度からの試行業務（設計業務、工事の各発注）において試行する。

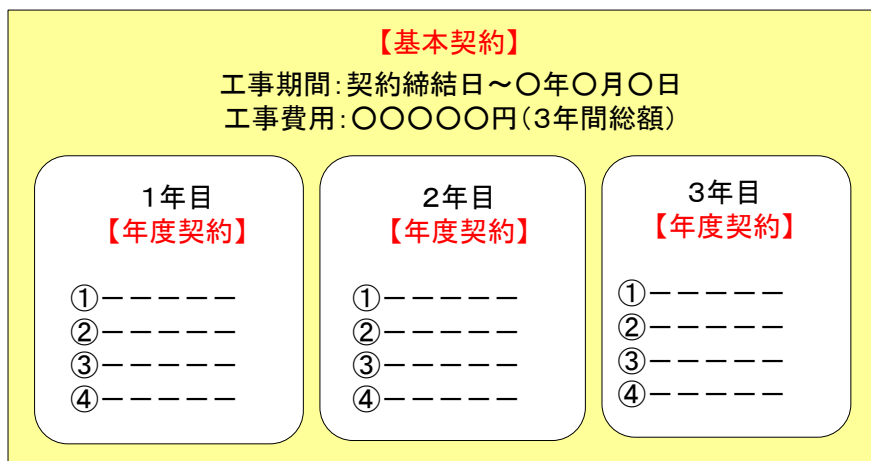


図2 発注・契約方式のイメージ

5) 落札者の選定方法

落札者の選定方法は「維持管理等の入札契約方式ガイドライン(案)」を参考に下表の通りとする。

表3 落札者の選定方法

業務区分	選定方法	内 容
設計業務	プロポーザル方式	橋梁定期点検、橋梁長寿命化修繕計画 橋梁補修設計、橋梁補修工事(技術協力) 情報管理
工 事	価格競争方式	橋梁補修設計(技術協力)、橋梁補修工事

6) E C I 方式（田原本町）の活用

橋梁包括発注事業においては、これまで試行してきたE C I 方式（田原本町）を継続して活用し、設計業務と工事の発注に際して三者協定の締結及びこの協定に基づく相互協力を行いながら円滑な事業の進捗を図るものとする。

3. 事業の実施体制（モニタリング機関の設置）

事業の実施体制は、E C I 方式（田原本町）における体制を基本とする。また、事業全体の適正な運用を確認する目的から下図に示すモニタリング機関を設置する。

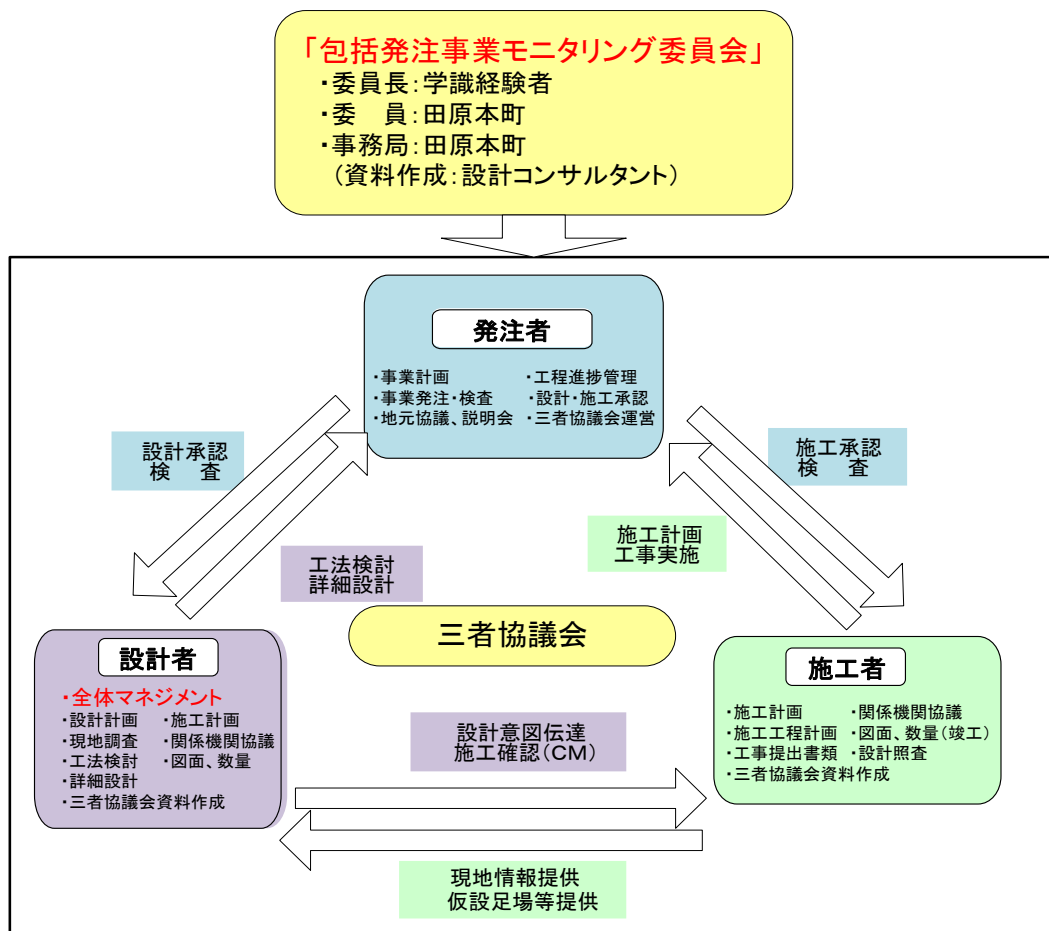


図3 事業の実施体制図

(1) モニタリング機関の設置

- ① 目的：包括発注による各業務の品質確保に関するモニタリングの実施
- ② 人員構成：発注者、学識経験者、
- ③ 活動内容：
 - ・設計者から提出される点検結果（点検調書）の確認及び指導
 - ・設計者から提出される長寿命化修繕計画の内容確認及び指導
 - ・設計者から提出される設計図書の確認・指導
 - ・施工者から提出される工事記録（中間、最終）の確認・指導
- ④ 活動頻度：各年度1回開催（年度末）

(2) 全体マネジメントについて

1) 全体マネジメントの必要性

複数年契約（5箇年）の中で、年度毎の設計・施工成果に関する情報の集約や長寿命化修繕計画及び予算を踏まえた年度初の事業内容検討に対し、全体マネジメントとしての契約項目を提案し、事業全体の合理的かつ効果的な進捗を図る。

2) 全体マネジメントの作業内容

表 4 全体マネジメントの作業内容

項目	内 容	
	作業内容	実施時期
① 情報管理	・年度毎の設計・施工成果に関する情報の集約・蓄積	年度末
② 事業計画	・年度毎に変動する予算計画に即した事業計画の検討	年度初
③ 提出書類管理	・モニタリング機関への提出書類管理(設計、施工共)	年度末

※本作業項目については作業内容に即した適切なフィーの設定(見積り等)が必要となる。

4. 役割分担及びリスク分担

1) 三者の役割分担

当該事業では、ECI方式(田原本町)を活用した橋梁包括発注を行うことから「H30.2 田原本町における橋梁保全事業に関する ECI 方式ガイドライン」に基づく三者の相互協力を前提とし、巻末に示す役割分担を設定する。

2) リスク分担

リスク分担については、想定されるリスクを対象とし、その発生の可能性やリスクが発生した場合の影響の大きさ、影響を受ける期間等についてランク付けを実施した上、巻末表のように設定する。なお、リスク発生の際にはリスク分担表(標準例)を参考に下図の手順により適切に協議するものとする。

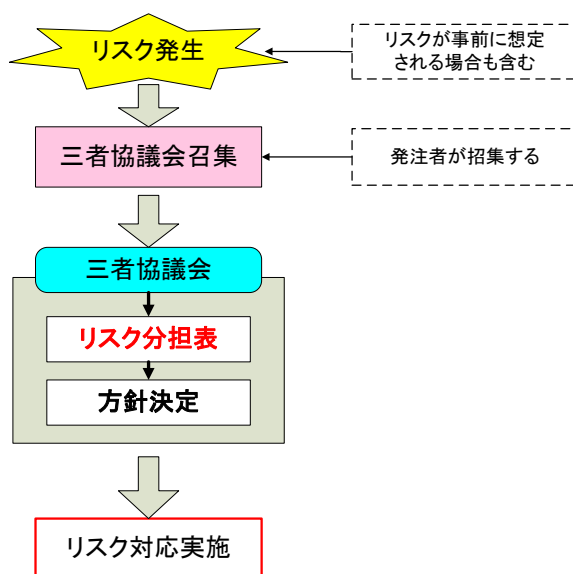


図 4 リスク発生時の協議手順

5. 事業フレーム

当該事業の事業フレームを下図に示す。

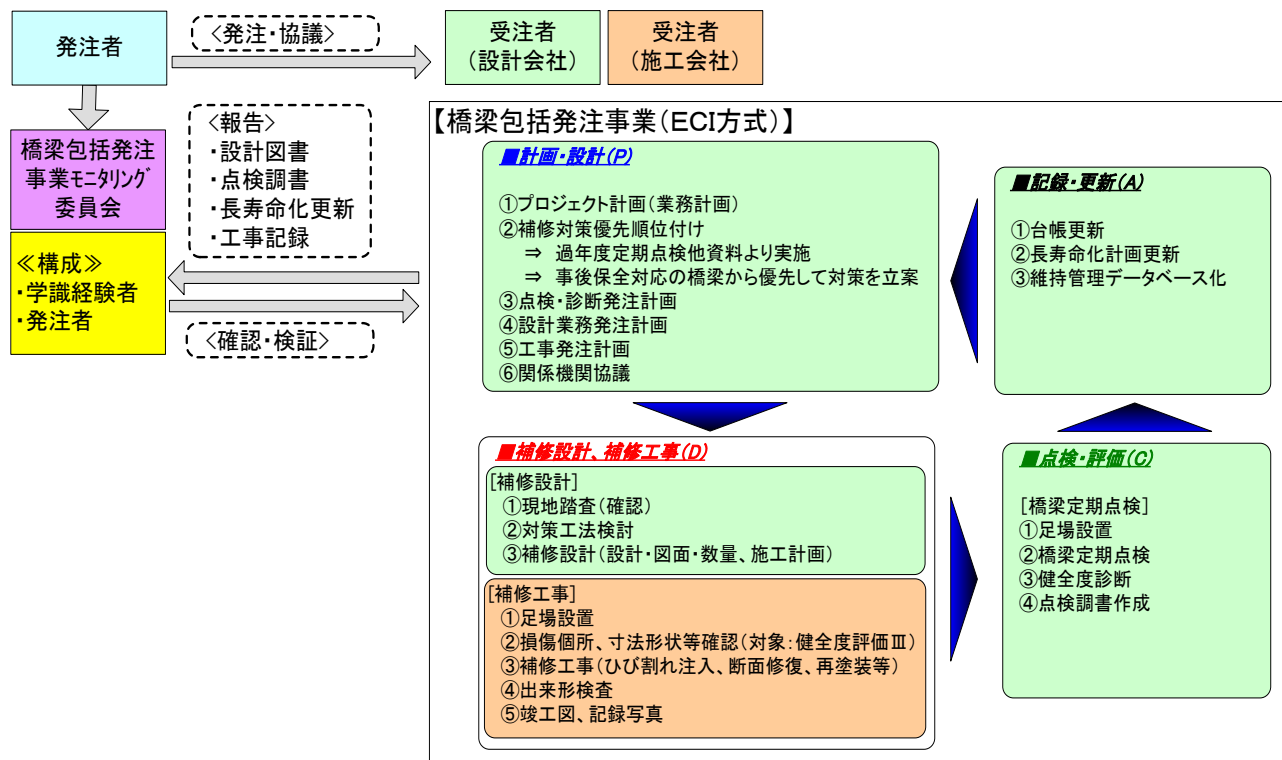


図5 事業フレーム

表5 役割分担表

業務内訳		発注者	設計者	施工者	特記事項
発注	1	発注	無着選定	入札	
	2	契約	契約	契約	
準備	3	計画準備	承認	無着計画	-
	4	現地踏査	確認	踏査	-
点検	5	点検計画	確認	作成	-
	6	現地点検	確認	点検	-
	7	点検調査作成	確認	作成	-
	8	診断結果判定	確認	作成	-
計画・長期計画	9	長期計画計画修正	確認	作成	-
補修設計（予備）	10	詳細調査計画	確認	調査計画	-
	11	詳細調査	確認	調査	-
	12	補修工法検討	承認	工法提案・選定	-
	13	図面・数量（予備）	承認	作成・提出	-
三者協議会	1	会議	調整	出席	出席
	2	会議議事録作成	作成	確認・協力	確認・協力
	3	設計課題確認シート	承認	作成	確認・協力 課題シートを作成し三者で共有
	4	技術提案（施工者より）	承認	提案	提案 VE提案も可
	5	技術提案（設計者より）	承認	提案	確認 VE提案も可
	6	実施設計図書	承認	作成	検証
	7	施工計画	承認	作成	作成
	8	確認申請・各種許可申請	確認	確認	作成
	8-1	道路使用・占用許可-調査時	確認	作成	確認・協力
		道路使用・占用許可-施工時	確認	確認	作成
	8-2	河川管理者-調査時	確認	作成	確認・協力 1級指定区間は、県と協議
		河川管理者-施工時	確認	確認	作成 〃
	8-3	添削物管理（水道・電力等）	確認	確認	作成
	8-4	労働基準監督署	確認	確認	作成
工程	9	全体事業スケジュール	確認	作成	確認 設計者がCMR的な監理を実施
	10	実施設計スケジュール	承認	作成	確認
	11	工事工程	承認	検証	作成 施工者が主となり実施
見積・調達	12	（全体工事費内訳明細書管理） コスト検証管理	承認・指示	検証	更新 毎月更新を行う
	13	積算見積書（内訳書含む）	受領	確認	作成
他	14	発注者が必要な会議	調整	協力	協力
補修設計（詳細）	15	図面・数量（詳細）	確認	作成	技術協力
	16	施工計画	確認	作成	技術協力
	17	概算工費算出	確認	作成	-
	18	報告書作成	成果確認	納品	納品
施工	19	施工準備	-	技術協力	準備
	20	関係機関協議	確認	技術協力	実施
	21	対策工事	確認	技術協力	実施
	22	出来形検査	確認	中間検査・技術支援	確認
	23	数量変更	確認	数量検査	-
	24	長期計画計画 中間計画・更新	確認	作成	-
	25	報告書作成	成果確認	技術協力	納品
	26	完了・竣工検査	成果確認	納品・検査立会	納品・検査立会 三者合同で出来形検査を行う。
メンテナンス	27	情報の集約・蓄積	確認	情報入力	情報入力 設計者の全体マネジメントにより補助
	28	年度毎の事業計画	策定	補助	- 〃
	29	モニタリング機関への提出書類	確認	作成	作成 〃

算出式 重要度(費用)＝発生確率 × 影響度(費用)
重要度(期間)＝発生確率 × 影響度(期間)
リスク評価ランキング＝重要度(費用)×重要度(期間)

表 6 リスク分担表(1/2) (標準案)

リスク評価ランキング（重要度）＝（重要度×発生頻度）×重要度（期間）												
段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	田原本町 設計者	受託者		早期リスク評価			リスク評価 ランキング	補足説明	
					発注者 設計者	施工者	発生確率	影響度 （費用）	影響度 （期間）			重要度 （重要度）
事業実施前のリスク	募集要項等の誤り	1	募集要項等の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等	○		低いV1	中/2	中/2	低いV2	低いV2	4ー低い	議会の否決等により契約が締結できない場合、それまで町民にかかった費用は各々が負担する。
		2	入札参加費用の負担		○	低いV1	中/2	中/2	低いV2	低いV2	4ー低い	
		3	町の真に勝すべき事由により、契約が締結できない場合	○		低いV1	中/2	中/2	低いV2	低いV2	4ー低い	
		4	受託者の真に勝すべき事由により、契約が締結できない場合	○	○	低いV1	中/2	中/2	低いV2	低いV2	4ー低い	
	政治的リスク	5	受託者と契約が結べない、または契約手続中に時間がかかる場合	○	○	低いV1	中/2	中/2	低いV2	低いV2	4ー低い	
		6	町の政策の変更（本委託に直接影響を及ぼすもの）によるもの	○		低いV1	中/2	中/2	低いV2	低いV2	4ー低い	
		7	法制度の新設・変更に関するもの（本委託に間接的または特別に影響を及ぼすもの）	○		低いV1	中/2	中/2	低いV2	低いV2	4ー低い	
	許認可リスク	8	その他の法制度の新設・変更に関するもの	○	○	低いV1	中/2	中/2	低いV2	低いV2	4ー低い	
		9	許認可の遅延に関するもの（町が申請・取得するもの）	○		低いV1	中/2	中/2	低いV2	低いV2	4ー低い	
	規制リスク	10	許認可の遅延に関するもの（受託者が申請・取得するもの）		○	低いV1	中/2	中/2	低いV2	低いV2	4ー低い	
11		一般的不法行為（新設含む）に関するものうち、収益関係、外形、並列線の変更に関するもの	○	○	低いV1	中/2	低いV1	低いV2	低いV1	2ー低い		
事業実施中のリスク	物理的リスク	12	一般的な物理的変更（新設含む）に関するものうち、上記以外の変更に関するもの	○		低いV1	中/2	低いV1	低いV2	低いV1	2ー低い	
		13	消費者の賠償や税金の変更に関するもの	○		低いV1	中/2	低いV1	低いV2	低いV1	2ー低い	
		14	委託に特約的な税制の新設・変更に関するもの	○		低いV1	中/2	低いV1	低いV2	低いV1	2ー低い	
		15	物理的変更（インフレ、デフレに伴う、受託者の費用の増減によるもの）	協議事項		低いV1	高いV3	高いV3	中/3	中/3	9ー中	
	技術的リスク	16	施設等の設置基準、管理基準の変更等に関するもの	協議事項		低いV1	高いV3	高いV3	中/3	中/3	9ー中	
		17	沿道住民および道路利用者の道路管理・運営に関する反対運動の発生、要望活動に関するもの	○		低いV1	低いV1	中/2	低いV1	中/2	2ー低い	
	環境的リスク	18	上記以外のもの（受託者が行う事業、調査、設計、工事に関する要望等）	△	○	低いV1	中/2	低いV1	中/2	中/2	2ー低い	
		19	用地から有害物質が発見された場合	○		低いV1	中/2	中/2	中/2	中/2	4ー低い	
	第三者関係のリスク	第三者関係リスク	20	受託者が行う業務に起因する、有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚染、光、臭気に関するもの		○	低いV1	中/2	中/2	中/2	中/2	4ー低い
			21	受託者以外に起因する、有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚染、光、臭気に関するもの	○		低いV1	中/2	中/2	中/2	中/2	4ー低い
22			受託者が行う作業等に起因する事故、予め予測される施設の外化など維持管理の不備による事故に関するもの	○	○	低いV1	中/2	中/2	中/2	中/2	4ー低い	
23			上記以外のもの（町が行う業務に起因する事故、既存施設の設置に関わる隠れた原因に起因する事故等）	○		低いV1	中/2	中/2	中/2	中/2	4ー低い	
不可抗力リスク		24	通常避けることが可能な地震以下、地下水断絶等により第三者に被害を与えた場合	○		低いV1	中/2	中/2	中/2	中/2	4ー低い	
		25	天災・暴動などにより事業が中止された場合			低いV1	中/2	中/2	中/2	中/2	4ー低い	
		26	基準を満たしていない部材の発見	○		中/2	高いV3	高いV3	高いV6	中/4	24ー高い	
事業実施後のリスク	点検結果の品質リスク	27	点検結果分析の徹底等		○	中/2	高いV3	高いV3	高いV6	中/4	24ー高い	
		28	ずさんな安全管理により足場の崩壊等事故が発生した場合	○		低いV1	中/2	中/2	低いV1	低いV2	2ー低い	
	自然災害リスク	29	自然災害により足場の崩壊等事故が発生した場合	○		低いV1	中/2	中/2	低いV1	低いV2	2ー低い	
		30	ずさんな工程管理によるもの			中/2	低いV1	低いV1	低いV2	低いV2	4ー低い	
	自然災害リスク	31	品質・仕様等に関する基準の改訂によるもの	○	○	中/2	低いV1	低いV1	低いV2	低いV2	4ー低い	
		32	自然災害等により業務の対象範囲に損傷が発生した場合	○		低いV1	中/2	中/2	低いV2	低いV2	4ー低い	
	関係者合意形成リスク	33	自然災害等により業務に遅延が発生した場合	○		低いV1	中/2	中/2	低いV2	低いV2	4ー低い	
		34	情報収集の不足により法令変更に対応しなかった場合		-	低いV1	中/2	低いV1	低いV2	低いV1	2ー低い	
	地域住民の関与リスク	35	状況把握の不足	○		低いV1	中/2	低いV1	低いV2	低いV1	2ー低い	
		36	日常点検の不足により早期発見・対応が出来なかった場合	○		低いV1	中/2	低いV2	低いV2	低いV2	4ー低い	
37		受託者に起因する地域住民とのトラブル・紛争	○		低いV1	中/2	高いV3	低いV2	中/3	6ー低い		
地域住民の関与リスク	地域住民の関与リスク	38	前に起因する地域住民とのトラブル・紛争			低いV1	中/2	高いV3	低いV2	中/3	6ー低い	
		39	住民間でのトラブル等、町・委託者いずれの責めにも及ばないもの			低いV1	中/2	高いV3	低いV2	中/3	6ー低い	
						低いV1	中/2	高いV3	低いV2	中/3	6ー低い	

点検結果の品質リスク

工期延伸リスク

関係者合意形成リスク

地域住民の関与リスク

算出式 重要度(費用)＝発生確率 × 影響度(費用)
重要度(期間)＝発生確率 × 影響度(期間)
リスク評価ランキング ＝ 重要度(費用) × 重要度(期間)

表 6 リスク分担表 (2/2) (標準)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	受託者		田原木村 (期間)	事前リスク評価			リスク評価 ランキング		補足説明		
				設計者	施工者		発注者	影響度 (費用)	影響度 (期間)	重要度 (費用)	重要度 (期間)		発生確率	
業務委託 化 計 画	劣化進行リスク	40	状況把握が不十分、早急な処置が実施できなかった場合	○			低いV1	中V2	低いV2	低いV2	4—低い	定期点検後に発生した損傷により、補修設計が実施されず、損傷が放置され進行する。その結果、コンクリート片の剥落などが発生し、第三者被害につながる。また、大幅な設計変更による予算超過になる。		
	コスト増大リスク	41	物価変動の計画への反映や、適切な更新が進展した場合は	○			低いV1	高いV3	中V3	高いV3	9—中	物価変動(インフレ)、デフレに伴う、受託者の費用(但し委託料部分)の増大によるもの		
	自然災害リスク	42	危機管理対策、体制管理の遅延	○			中V2	高いV3	高いV6	高いV6	36—高い	自然災害発生時の連絡体制の不備、工事中止基準の不徹底等により、高所作業車の転倒、作業員の転落等が発生する。		
	予算超過の発生リスク	43	発注金額に合った予算が確保されない場合	○			低いV1	中V2	低いV2	低いV2	4—低い			
	関係法令変更リスク	44	情報収集の不足により法令変更に対応できなかった場合	○			低いV1	中V2	低いV1	低いV2	2—低い	道路施設管理に関する技術の更新費用が、協定で定められた限度を超過するもの		
	社会経済状況の変化リスク	45	状況把握の不足	○			低いV1	中V2	低いV2	低いV1	2—低い	道路施設管理に関する技術の陳腐化による追加投資		
	管理方針変更リスク	46	利用者のニーズと財政状況の不整合に対応した計画の更新が進展した場合は	○			低いV1	中V2	高いV3	低いV2	中V3	6—低い	設置の変更(本業社に直接影響を及ぼすもの)によるもの	
補修 修 修 計	需要変動リスク	47	利用者のニーズの適切な把握が行われず、計画の更新内容に損傷が生じた場合は	○			低いV1	中V2	高いV3	低いV2	中V3	6—低い	当初想定し得ない工事構造(橋台、パライベツ等)・施設物等に伴う構造変更、設計の手廻り、設計費用の増加、工期の遅延が生じた場合。	
	品質リスク	48	基準を満たしていない部材の発覚等、隠れた瑕疵に起因するもの	○			低いV1	中V2	低いV2	低いV2	4—低い	4—低い	基準を満たしていない部材が発覚(強度確保等)することにより、損傷が放置され進行し、落橋等による第三者被害、設計の手廻り、設計費用の増加、工期の遅延が生じた場合。	
	工期短縮リスク	49	定期点検後に発生した損傷等、隠れた瑕疵に起因するもの	○			低いV1	中V2	低いV2	低いV2	4—低い	4—低い	定期点検後に発生した損傷が放置され進行し、その結果、コンクリート片の剥落などの第三者被害が発生。また、大幅な設計変更による予算超過になる場合。	
		50	点検結果の不備等、隠れた瑕疵に起因するもの	○			低いV1	中V2	低いV2	低いV2	4—低い	4—低い	現場と点検結果との不整合の発覚により、設計項目が増加し、設計費の増大と工期の遅延が生じた場合。	
		51	設計時に存知し得ない現象・瑕疵に起因するもの	○			低いV1	中V2	低いV2	低いV2	4—低い	4—低い	当初想定し得ない工事構造(橋台、パライベツ等)・施設物等に伴う構造変更、設計の手廻り、設計費用の増加、工期の遅延が生じた場合。	
		52	設計の瑕疵等、発注者の責めによるもの	○	○		低いV1	中V2	低いV2	低いV2	4—低い	4—低い	補修設計の不備、性能不足等により、損傷が進行し、劣化し、その結果、コンクリート片の剥落などによる第三者被害、設計の手廻り、設計費用の増加、工期の遅延が生じた場合。	
		53	ずさんな工程管理によるもの	○			低いV1	低いV1	低いV1	低いV1	1—低い	1—低い	工事管理の不備、ずさん等により、閉鎖期間の把握不足、人材の確保不足が生じ、これにより、補修設計の不備、工期の遅延が生じた場合。	
		54	品質・仕様等に関する基準の改訂によるもの	○			低いV1	低いV1	低いV1	低いV1	1—低い	1—低い	発注時に、国交省による品質・仕様等に関する基準が改定される場合がある。それを適用することにより、補修設計の手廻りによる設計費用の増加、工期の遅延が生じた場合。	
		55	自然災害等により業務の対象範囲に損傷が発生した場合は	○			低いV1	高いV3	中V3	中V3	9—中	9—中	地震による土留工の発露、雪下による土留工の流出が生じ、設計項目の大幅な変更が発生し、設計費用の増加、工期の遅延が生じた場合。	
	事故リスク	56	自然災害等により業務に遅延が発生した場合は	○			低いV1	高いV3	中V3	中V3	9—中	9—中	自然災害による周辺道路の陥没・建築物の倒壊等が生じ、対象範囲へのアクセスが遮断され、工期の遅延が生じた場合。	
		57	ずさんな安全管理により足場の崩壊等事故が発生した場合は	○	○		低いV1	高いV3	中V3	低いV2	6—低い	6—低い	安全計画の立案が不十分のため、足場の崩壊、高所作業車の転倒等が発生する。そのことにより、第三者被害が発生した場合は。	
補修 工 事	品質リスク	58	自然災害により足場の崩壊等事故が発生した場合は		協議事項		低いV1	高いV3	中V3	低いV2	6—低い	6—低い	自然災害により足場の崩壊、高所作業車の転倒等が発生する。そのことにより、第三者被害、人件費の負担増、工期の遅延が生じた場合は。	
		59	ずさんな管理によるもの		○		低いV1	高いV3	中V3	中V3	9—中	9—中	施工不良等により、手廻りが生じ、それに伴い、工期の遅延、材料の削減、人件費の負担によるコストの増加が生じた場合は。	
		60	品質管理のずさん等、受託者の責めによるもの				低いV1	高いV3	中V3	中V3	9—中	9—中	使用材料の適正な入、作業員の技術不足、施工要領の未熟から、適切な補修が行われず、劣化につながる。劣化につながる。劣化による品質・仕様等に関する基準が改定される場合がある。それを適用することにより、補修設計の不備、設計の手廻り、設計費用の増加、工期の遅延が生じた場合。	
		61	品質・仕様等に関する基準の改訂によるもの	○			低いV1	高いV3	中V3	中V3	9—中	9—中	発注時に、国交省による品質・仕様等に関する基準が改定される。それを適用することにより、材料の削減、人件費の負担増、工期の遅延が生じた場合。	
		62	設計ミス、図面と現場の不整合等の瑕疵に起因するもの	○	○		低いV1	高いV3	中V3	中V3	9—中	9—中	部材と図面との不整合の発覚により、補修工事の手廻り、やり直し等が発生する。そのことにより、補修工事費の増大と工期の遅延が生じた場合。	
		63	工程管理のずさん等、受託者の責めによるもの		○		中V2	低いV1	中V4	低いV2	8—低い	8—低い	当初の工種計画に不備があり、材料の調達期間、施工期間の把握不足、人材の確保不足等が発生する。その結果、作業が順次失速となり、全体工期に遅延が生じた場合は。	
		64	不可抗力による時、受託者いずれの責めにもならないもの				中V2	低いV1	中V4	低いV2	8—低い	8—低い	金融危機やコロナなど不可抗力な事象により、事業が停止または中止により、工期が遅延した場合は。	
	自然災害リスク	65	自然災害等により業務の対象範囲に損傷が発生した場合は	○			低いV1	高いV3	中V3	中V3	9—中	9—中	地震による土留工の発露、雪下による土留工の流出が生じ、設計項目の大幅な変更が発生し、設計費用の増加、工期の遅延が生じた場合。	
		66	自然災害等により業務に遅延が発生した場合は	○			低いV1	高いV3	中V3	中V3	9—中	9—中	自然災害による周辺道路の陥没・建築物の倒壊等が生じ、対象範囲へのアクセスが遮断され、工期の遅延が生じた場合。	
		67	自然災害により足場の崩壊等事故が発生した場合は		協議事項		低いV1	高いV3	中V3	中V3	9—中	9—中	自然災害により足場の崩壊、高所作業車の転倒等が発生する。そのことにより、第三者被害、人件費の負担増、工期の遅延が生じた場合は。	
	地域住民対応リスク	68	自然災害により新たな損傷が発生した場合は	○			低いV1	高いV3	中V3	中V3	9—中	9—中	自然災害により周辺道路の陥没・建築物の倒壊等が生じ、対象範囲へのアクセスが遮断され、工期の遅延が生じた場合は。	
		69	受託者に起因する地域住民とのトラブル・紛争	○	○		低いV1	中V2	高いV3	低いV2	中V3	6—低い	6—低い	施工前に地元説明会の不足により地域住民の合意を得られない。合意が得られないことにより、工期が遅延されたい場合。
		70	町に起因する地域住民とのトラブル・紛争	○			低いV1	中V2	高いV3	低いV2	中V3	6—低い	6—低い	施工前に地元説明会の不足により地域住民の合意を得られない。そのために、受託者が作業に着手できない。または、施工前にメーソルすること、工期が遅延されたい場合。
		71	住民同士のトラブル等、町・受託者いずれの責めにもならないもの		協議事項		低いV1	中V2	高いV3	低いV2	中V3	6—低い	6—低い	住民同士のトラブルにより、施工が実施できない。この場合、作業着手ができない場合。
事故リスク		72	ずさんな安全管理により足場の崩壊等事故が発生した場合は		○		低いV1	高いV3	中V3	低いV2	6—低い	6—低い	安全計画の立案が不十分のため、足場の崩壊、高所作業車の転倒等が発生する。そのことにより、第三者被害が発生した場合は。	
		73	自然災害等に起因する安全管理の不備により事故発生・拡大した場合は		○		低いV1	高いV3	中V3	低いV2	6—低い	6—低い	自然災害発生時の連絡体制の不備、工事中止基準の不徹底等により、高所作業車の転倒、作業員の転落等が発生した場合は。	

リスク分担の基本方針
①共通 本事業に影響する法規制・規制の変更(リスクについては、発注者が分担する。物価変動、技術標準変更、不可抗力等の発注者・受託者双方の責めによらず発生したリスクについては、協議により分担を決定する。
②補修設計 設計の瑕疵、ずさんな管理(工期・安全管理)等の設計者が分担する。定期点検での発見、隠れた瑕疵に起因するリスク(設計費の増大と工期の遅延等)は、発注者が分担する。
③補修工事 施工の瑕疵、ずさんな管理(工期・安全管理)等の施工者の側による発生したリスクは、施工者が分担する。自然災害に起因したものの、安全管理計画の不備によるリスクは、設計者が分担する。

橋梁包括発注事業に関する基本方針(案)

令和元年 12 月 25 日 初版

発行 田原本町 産業建設部 農政土木課
編集 橋梁包括発注事業に関する検討会
